○財務省令第二十五号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条の二第二十一号及び第四十一条の二第一項の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日　財務大臣　野田　佳彦

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号を次のように改める。

八　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第八条（旧公務傷病年金に関する経過措置）に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第十七条第一項（特例公務傷病年金）に規定する特例公務傷病年金を受けている者又は同法附則第九条（旧遺族年金に関する経過措置）に規定する旧遺族年金若しくは同法附則第十八条第一項（特例遺族年金）に規定する特例遺族年金を受けている同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六十三条第一項（遺族年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

第七条第一項第二十六号中「公務傷病年金又は遺族年金」を「旧公務傷病年金若しくは特例公務傷病年金又は旧遺族年金若しくは特例遺族年金」に、「遺族年金を」を「旧遺族年金又は特例遺族年金を」に改める。

附　則

この省令は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

○文部科学省令第二十号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日　文部科学大臣　髙木　義明

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

第一条の二　令附則第一条の二の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、第二十七条の規定にかかわらず、令附則第一条の二の規定により延長された支払期限とする。

附則第六条を削り、附則第五条の次に次の二条を加える。

（保育所の災害共済給付）

第六条　法附則第八条第一項に規定する保育所の災害共済給付については、第十七条第二項、第十九条から第二十五条まで、第二十六条第一号及び第二号、第二十七条、第二十八条並びに附則第一条の二の規定を準用する。

（日本体育・学校健康センター法施行規則等の廃止）

第六条の二　次に掲げる省令は、廃止する。

一　日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）

二　日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令（昭和六十一年文部省令第三号）

三　日本体育・学校健康センターの業務方法書に記載すべき事項を定める省令（昭和六十一年文部省令第四号）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十七号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日　厚生労働大臣　細川　律夫

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（船員保険法施行規則の一部改正）

第一条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条第七号中「、第百四十四条の二十五の二及び第百七十条の三」を「及び第百四十四条の二十五の二」に改め、同条に次の一号を加える。

十八　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第九号ホ中「（第十一章を除く。）」、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」を「、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」に改める。

第百十条第七号中「、第百四十四条の二十五の二及び第百七十条の三」を「及び第百四十四条の二十五の二」に改め、同条に次の一号を加える。

十八　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三

（国民年金法施行規則の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、第二十五号の前に次の一号を加える。

二十四　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方公共団体の議会の議員に係る平成二十三年地共済改正法附則第二条の旧退職年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方公共団体の議会の議員に係る平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金の支給に関する事務

第十六条第一項第六号ホ中「（第十一章を除く。）」、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」を「、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」に改める。

第九十七条中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会」を「平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条柱書中「第百三十三条の三第一項第一号」を「第百三条の三第一項第一号」に改め、同条第八号中「、第百四十四条の二十五の二及び第百七十条の三」を「及び第百四十四条の二十五の二」に改め、同条第十五号中「附則第百十条第二号」を「附則第百十条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

十九　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第五条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号の前に次の一号を加える。

十五　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下この号において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方公共団体の議会の議員に係る平成二十三年地共済改正法附則第二条の旧退職年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条の二に規定する重複期間を有する地方公共団体の議会の議員に係る平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金の支給に関する事務

附　則

この省令は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）